

お宅の屋根・外壁等が狙われています！

「点検商法」に注意！

～狙われるのは高齢者です～

架空の業者名を使い勧誘する悪質な事業者が、県内で確認されています

相
談
事
例

- 「近所のお宅の屋根を修繕していたところ、お宅の屋根が壊れているのが見えた」と、突然業者が訪問してきた。せっかくなので修理を依頼したが、具体的な金額も聞いておらず、契約書ももらっていない。修理後、高額請求を受けた。
- 「壁がひび割れている」と突然業者が訪問してきた。修理を頼んだが、ずさんな工事に不満。後日、領収書に記載された事業者の電話番号に架電したが、使われていない電話番号だった。



契約は慎重に！

不安を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。契約前の相談も受け付けています。強引な勧誘で恐怖を感じたら、迷わず警察に電話しましょう。

ちょっと待って！



（消費者庁イラスト集より）

もしも、突然の訪問を受けたら…

- 一、「格安で点検する」などと訪問してくる業者には対応しない
- 二、一人で対応しない
- 三、せかされても、その場で契約しない
- 四、契約する場合には、複数業者から見積もりを取る

おかしいな、困ったなと思ったら、

相談先：消費者ホットライン **188（いやや！）**（局番無し3ケタ）

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょう！